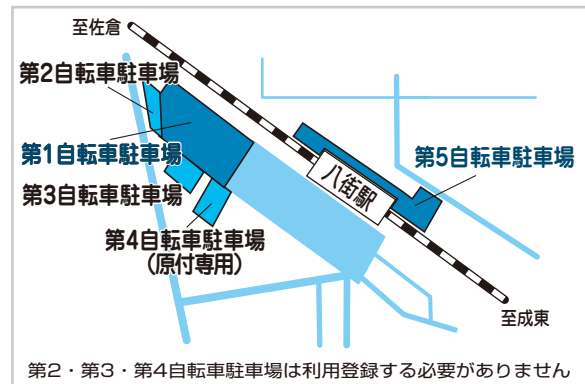


平成23年度有料登録制自転車駐車場の利用登録の追加申請を受け付けます



第2・第3・第4自転車駐車場は利用登録する必要がありません



利用登録できる車両

- 自転車
 - 原動機付自転車
- 申請に必要なもの**
- ①登録車両の番号など
 - 自転車
 - ・車体番号
 - ・防犯登録番号

- 八街駅前第1自転車駐車場 (自転車・原付)
- 八街駅前第5自転車駐車場 (自転車)

※満車になり次第、自転車登録を終了します。

※八街駅前第5自転車駐車場の原付につきましては、受け付けを終了しました。

※満車になり次第、受け付けを終了します。

受付期間

随時受け付けます。

(土曜・日曜日、祝日を除く)

受付時間

午前8時30分～午後5時15分

受付場所

市役所都市整備課

(3月27日(日)は、第1庁舎ロビーで、午前8時30分から午後5時まで受け付けを行います)

※市外在住の方は、登録手数料が2倍になります。

詳しくは、市役所都市整備課 ☎ 443-1432へ。

原動機付自転車

高校生以下 2500円

一般 3000円

※市外在住の方は、登録手数料が2倍になります。

詳しくは、市役所都市整備課 ☎ 443-1432へ。

野外での焼却は禁止されています



禁止されています

特別な場合を除いて禁止されています。悪質な野焼きを行った者には5年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれかまたはその両方が科せられます。

例外として認められているもの

○風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

〈例〉「どんど焼き」「お札焼き」など

○農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

〈例〉畑での病害虫予防のための農作物(つる等)の焼却や水田での稲わらの焼却など

○たき火などの焼却であって軽微なもの

〈例〉たき火、キャンプファイヤーなど

※ただし、例外的に認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。

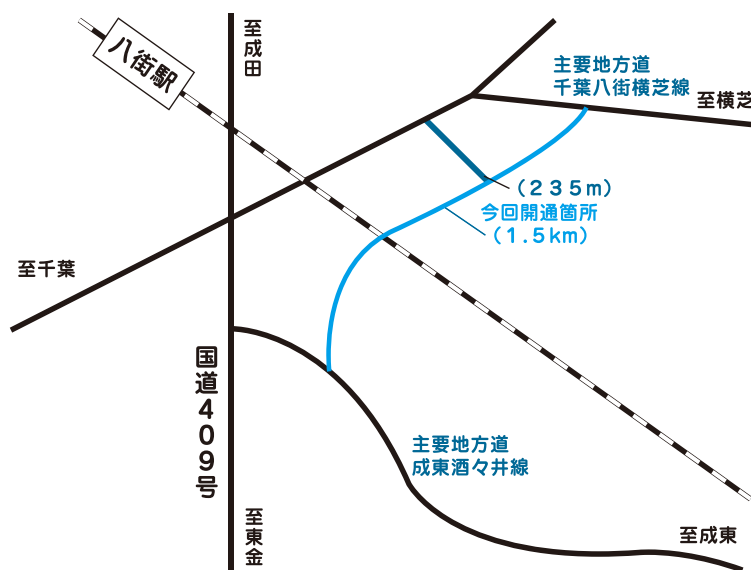
やむを得ず行う場合は、風の向きや強さ・時間帯・周辺の環境などに十分配慮して焼却を行ってください。

詳しくは、市役所環境課 ☎ 443-1406へ。

野焼きは法律で禁止されています

野焼きや不適正な焼却は、平成13年4月に改正された「廃棄物処理法」で、

八街バイパスの一部が開通します



現在、千葉県が施工している八街バイパスの一部が完成間近になりました。

今回の開通区間は、八街市大木地先から八街市八街に(二区)地先を結ぶ約1.5km、幅員22m、4車線(片側2車線)です。

本事業は、八街を南北に縦断する国道409号と東西に横断する主要地方道千葉・八街・横芝線とを結ぶ幹線道路として八街バイパスを計画し、交通量を分散させることで交通渋滞の解消を図ることを目的としています。

また、八街市が整備した都市計画道路金毘羅線の約0.2kmも併せて開通しますのでご利用ください。

なお、開通日時の詳細については広報やちまた4月号でお知らせします。

詳しくは、千葉県印旛地域整備センター調整課 ☎ 483-1146へ。